

## 館山市公共下水道事業計画変更（期間延伸）について【報告】

### 1. 下水道事業計画の変更の概要について

館山市公共下水道事業は、当初平成 4 年 3 月に認可（98ha）を取得し、その後も事業計画区域を拡大し、平成 29 年 2 月には現在の計画区域となる拡大変更認可（209ha）を得て、鋭意事業を進め下水道整備に努めてきました結果、令和元年度末の整備完了区域面積は、事業取得面積の 99.8%（208.6ha）に達しています。

今回の変更は、処理場の改築事業を優先し、区域の拡大は行わず、事業期間を令和 6 年度末まで 4 ヶ年延伸するものです。

資料として「館山市公共下水道計画の経緯」及び「事業計画区域図」を同封いたしますので、参考としてください。

#### 【事業計画（基本的事項）新旧対照表】

項 目	変更事業計画	既事業計画	増 減
計画目標年次	令和 6 年度	令和 2 年度	4 年延伸
計画区域 (ha)	汚水：209 雨水： 8	汚水：209 雨水： 8	汚水：なし 雨水：なし
計画人口 (人)	5,300	5,500	-200

#### 【基本的諸元：変更事項】

- ・計画目標年次：4 ヶ年延伸し、令和 6 年度（令和 7 年 3 月 31 日）とする。
- ・計 画 区 域：汚水・雨水ともに既計画と同様とする。（区域変更なし）
- ・計 画 人 口：今後の人口減少を考慮し設定。

### 2. 今後の事務手続きについて

現在、この館山市公共下水道事業における計画変更（案）の縦覧を令和 3 年 1 月 18 日（月）から 2 月 1 日（月）の日程で実施しています。この縦覧に際し、市広報誌（1 月 20 日号）及び市ホームページに掲載しています。

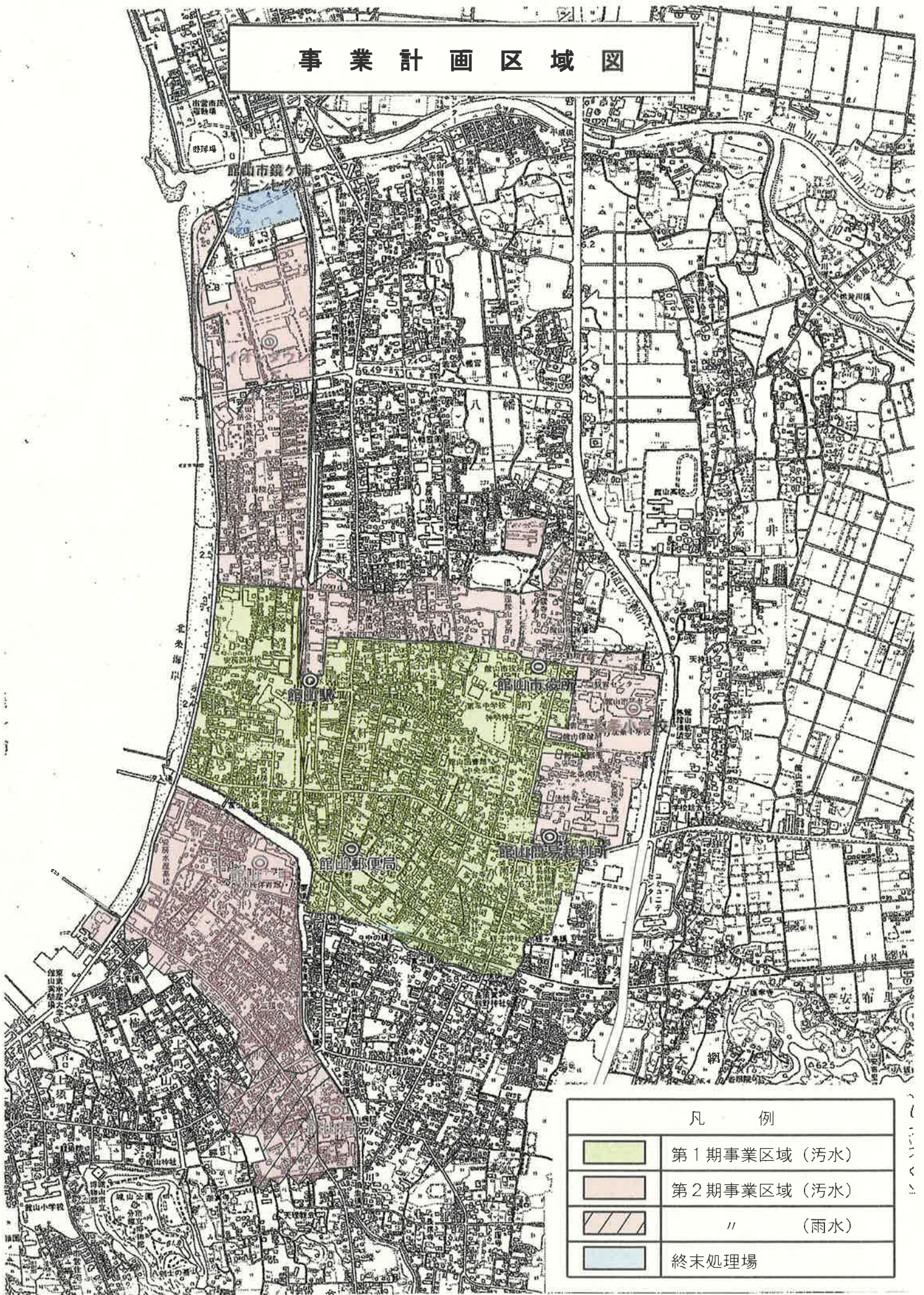
また、縦覧後、千葉県へ下水道法の協議申請及び都市計画法の認可申請を提出します。

### 館山市公共下水道計画の経緯





種 別	当 初	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更 (今回)
全体計画 策 定	平成2年3月	—	—	平成13年7月	—	平成25年3月	—	—
都市計画 決 定	館山市告示第12号 平成4年2月24日	館山市告示第44号 平成10年4月20日 簡素化による変更	—	—	—	—	—	—
下水道法 事業計画	千葉県下計指令第3の2 平成4年3月10日  区域 98ha  平成10年3月31日 まで	千葉県下計指令第6号 平成9年5月21日  区域 98ha 期間延伸 平成13年3月31日 まで	千葉県下計指令第29号 平成13年2月23日  区域 98ha 期間延伸 平成15年3月31日 まで	国関整都整第46号の4 平成14年9月19日  区域 195ha 期間延伸 平成21年3月31日 まで	千葉県下指令第11号 平成18年7月5日  区域 195ha 期間延伸 平成25年3月31日 まで	千葉県下第656号 平成25年3月5日  区域 195ha 期間延伸 平成29年3月31日 まで	千葉県下第80号 平成29年2月27日  区域 209ha 期間延伸 平成33年3月31日 まで	千葉県下第 号 令和3年 月 日  区域 209ha 期間延伸 令和7年3月31日 まで
都市計画法 事業認可	千葉県告示第170号 平成4年3月10日  区域 98ha  平成10年3月31日 まで	千葉県告示第480号 平成9年5月30日  区域 98ha 期間延伸 平成13年3月31日 まで	千葉県告示第226号 平成13年3月9日  区域 98ha 期間延伸 平成15年3月31日 まで	千葉県告示第786号 平成14年10月18日  区域 195ha 期間延伸 平成21年3月31日 まで	千葉県告示第681号 平成18年7月14日  区域 195ha 期間延伸 平成25年3月31日 まで	千葉県告示第150号 平成25年3月22日  区域 195ha 期間延伸 平成29年3月31日 まで	千葉県告示第247号 平成29年3月17日  区域 209ha 期間延伸 平成33年3月31日 まで	千葉県告示第 号 令和3年 月 日  区域 209ha 期間延伸 令和7年3月31日 まで
備 考		期間延伸 3ヶ年 区域拡大 0ha  長須賀汚水幹線断面一 部変更	期間延伸 2ヶ年 区域拡大 0ha  中部、南町並びに神明 町落汚水幹線断面一部 変更	期間延伸 6ヶ年 区域拡大 97ha  事業認可区域の拡張 (汚水97ha)及び南部 地区・下町排水区(雨 水 8ha)の認可取得	期間延伸 4ヶ年 区域拡大 0ha	期間延伸 4ヶ年 区域拡大 0ha	期間延伸 4ヶ年 区域拡大 14ha  既区域外流入区域を事 業計画区域に編入	期間延伸 4ヶ年 区域拡大 0ha

※ 第5回変更より、地域主権改革一括法（第1次一括法）により、下水道法事業計画は、「認可」から「協議」となった。

# 事業計画区域図



## 凡 例

	第1期事業区域 (污水)
	第2期事業区域 (污水)
	〃 (雨水)
	終末処理場